

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 法第九条の六第五項の政令で定める要件を、次のとおりとすること。

一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害であると合意をした第一議定書締約国のいずれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国間において輸送されるものであること。

二 本邦の内水を除く海域において輸送されるものであること。
(第一条の十二関係)

第二 法第九条の六第五項の規定により有害液体物質とみなされる未査定液体物質について、有害性の程度に応じ、法第九条の二から第九条の五までの規定を適用すること。
(第一条の十三関係)

第三 法第九条の六第六項の政令で定める要件を、次のとおりとすること。

一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害でないと合意をした第一議定書締約国のいずれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国間において輸送されるものであること。

二 本邦の内水を除く海域において輸送されるものであること。
(第一条の十四関係)

第四 この政令の施行期日について定めること。

(附則関係)